

2006年5月12日

環境省地球環境局長 小林 光 様

持続可能な「エコ燃料」(バイオマス燃料)利用推進に関する要請  
～特にオイルパームの生産地における環境・社会影響～

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、現在日本政府において検討されている「エコ燃料」(バイオマス燃料)利用推進において、大量のバイオマス燃料の輸入が想定されています。これについて、私ども、バイオマスの適正な利用推進や世界の森林問題に取り組む団体・個人は、以下のような懸念を抱いております。

1. 現在、一定量が輸入可能なバイオマス燃料はマレーシア、インドネシアからのパームオイルおよび、ブラジルからのエタノールであると考えられます。
2. 一般的に、パームオイルの生産地において、依然として環境・社会問題が生じています。主たる問題には、大規模な森林生態系の転換、用地取得にともなう地元住民の権利の侵害、不適切な農薬の使用による水質・労働者の健康への影響、廃棄物による深刻な水質汚染、廃棄物から発生する大量のメタンガスの大気中への放出、低賃金・危険作業等の労働問題が含まれます(添付資料1参照)。また、ブラジルにおけるサトウキビ作付面積の増加においても、生物多様性の高い地域の土地利用転換などの問題が懸念されます。
3. こうした状況にあるにもかかわらずバイオマス燃料を一律に「エコ燃料」と呼び、急激に大量の輸入を行うことは、温暖化防止対策に逆行し、持続可能性に反するさまざまな問題を生みかねないおそれがあります。
4. 「エコ燃料」利用推進会議資料において、2.のような問題についての言及はありますが、バイオマス燃料の輸入に対し、より持続可能性へ配慮した対策を行うことが望ましいと考えられます。

以上を踏まえ、私たちは以下を要請します。

1. 「エコ燃料」という名称は、持続可能なバイオマス燃料についてのみ使用すること。
2. 持続可能なバイオマス燃料利用推進のため、以下のような対策を積極的に推進すること。
  - 1) バイオマス燃料の利用においては、経済性などを勘案しつつ、できるだけ地域産、国産を優先すること。そのための税制・財政による誘導手段を、WTOに抵触しない範囲で導入することを検討すること。
  - 2) バイオマス燃料の輸入に際しては、生産地および加工過程における環境・社会問題のより少ないものを優先することとし、原料調達の際のサプライチェーンの把

握と透明性の確保などを柱とするガイドラインを作成すること。また、学識経験者、企業、市民団体等からなる協議会を設け、当該ガイドラインの作成・実施のため、継続的に実効性のある対策に取り組むこと。

- 3) 持続的なバイオマス資源利用を促進する国際的な取組みを、同じ目的を持つセクターと協力し、世界のバイオマス資源利用をより持続可能なものとなるよう、日本が積極的に支援していくこと。

以上につきまして、ご検討頂ければ幸いです。

また、今後の検討のご参考として別添のように参考資料を提出させていただきます。

以上

- 添付資料1：パーム油生産の環境・社会影響について
- 添付資料2：RSPO 持続可能なパーム油のための原則と基準（仮訳）
- 添付資料3：議論を呼んだプランテーション開発の事例 - カリマンタン国境における巨大プランテーション事業

国際環境NGO FoE Japan

財団法人 地球・人間環境フォーラム（満田夏花 / 坂本有希）

NPO 法人 森の生活

泊 みゆき（NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク理事長）

岡田久典（NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク副理事長）

足立直樹（サステナビリティ・プランナー）

金刺潤平（NPO 植物資源の力（NAP）常任理事）

奈須憲一郎（北海道地球温暖化防止活動推進員）

佐野 寛

吉井 寛之

松本 悟

中山元太郎

福田基治

油津 雄夫

連絡先：

NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク（BIN）

泊 みゆき

〒277-0945 千葉県柏市しいの木台 3-15-12

Tel:047-389-1552 Fax:047-389-1552

E-mail:mail@npobin.net